

資料

洞爺湖町議会令和元年12月会議
議案説明資料

村上正弘氏経歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町57番地2

氏 名 むら しみ まさ ひろ
村上正弘

生年月日 昭和27年3月24日生(67歳)

学 歴 昭和45年 3月 北海道虻田商業高等学校卒業

職 歴 昭和45年 4月 伊藤ハム栄養食品株式会社入社
昭和46年 5月 森永商事株式会社入社
昭和50年 5月 洞爺村役場臨時職員
昭和51年 4月 洞爺村役場奉職
平成24年 3月 洞爺湖町役場退職

公 職 歴 平成26年 4月～現在に至る 人権擁護委員
平成24年 7月～現在に至る 洞爺湖町廃棄物減量等推進審
議会委員
平成28年 4月～現在に至る 洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等 平成10年 4月～現在に至る 洞爺第1自治会会計

洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号並びに同法第28条の5第1項に規定するもの</u>(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第15条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。</u></p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第16条の2 第4条、第4条の2及び第7条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第15条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第16条の2 第4条、第4条の2及び第7条の規定は、地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>

洞爺湖町職員定数条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び水道事業の事務部局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2及び第22条の3</u>の規定に基づき任用される者を除く。）をいう。</p>	<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び水道事業の事務部局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第5項</u>の規定に基づき<u>臨時的に</u>任用される者を除く。）をいう。</p>

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休職の効果) 第3条の2 略 2及び3 略 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果) 第3条の2 略 2及び3 略</p>

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

いる非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第25号。以下「勤務時間等条例」という。)第14条の規定により規則で定める女性職員が出産す

る予定である場合又は女性職員が出産した場合のための特別休暇の日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)
を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末

日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年洞爺湖町条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第13条の規定に基づき、一般職員の例により支給する場合の期末手当に係る基準日に育児休業をしている会計年度任用職員(同条の会計年度任用職員に限る。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(会計年度任用職員として勤務した期間に限る。)がある者には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業を

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業を

している職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定め

している職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

る非常勤職員

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

洞爺湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員を除く。</u>以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣の適用除外)</p> <p>第5条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的任用職員</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(職員の派遣の適用除外)</p> <p>第5条 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的任用職員</p> <p>(2) <u>非常勤職員</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、<u>寒冷地手当の月額及び地域手当の月額</u>の合計額に12を乗じたものを、勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間(以下「1週間当たりの勤務時間」という。)に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び<u>これに対する地域手当の月額</u>の合計額に12を乗じたものを、勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間(以下「1週間当たりの勤務時間」という。)に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>

洞爺湖町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>

洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第9条関係） 利用料金 1 入館料 （1）入館料			別表（第9条関係） 利用料金 1 入館料 （1）入館料		
区分	利用料金	摘要	区分	利用料金	摘要
大人	<u>4 5 0 円</u>	中学生以上	大人	<u>4 4 0 円</u>	中学生以上
略	略	略	略	略	略
注 略 （2）回数券			注 略 （2）回数券		
区分	利用料金	摘要	区分	利用料金	摘要
大人	<u>4, 5 0 0 円</u>	中学生以上	大人	<u>4, 4 0 0 円</u>	中学生以上
略	略	略	略	略	略
注1 略 2 略			注1 略 2 略		

洞爺湖町一般入浴事業に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(入浴券の購入等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,500円</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(入浴券の購入等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,400円</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>

指定管理者議案説明資料

施設 の 名 称	洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場
施設 の 所 在 地	虻田郡洞爺湖町入江105番地2
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第3条第1項（公募による選定）

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町パークゴルフ場条例
設 置 目 的	本町の観光資源の活用及び健康増進並びに人々の交流推進を図る。
施設の事業内容	(1) パークゴルフ場の利用の許可に関する業務 (2) パークゴルフ場内における飲食等の販売に関する業務 (3) パークゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他パークゴルフ場の運営に関し、必要な業務
現在の管理者	株式会社 グリーンステイ洞爺湖
管 理 運 営 費	5, 140, 000円

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	株式会社 グリーンステイ洞爺湖
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地
代 表 者 名	専務取締役 室田 米男
設 立 年 月 日	平成2年8月30日
設 立 目 的	(1) キャンプ場の経営 (2) 食料品、酒類、日曜雑貨、キャンピング用品等の販売 (3) レストラン及び喫茶店の経営 (4) フィールドアスレチック、その他各種スポーツ、レクリエーション施設の経営及び旅行斡旋業 (5) 各種催物の企画、案内、斡旋及び広告宣伝に関する業務 (6) 公共施設の運営管理及び整備に関する受託事業 (7) 前各号に付帯関連する一切の事業
資 本 金	149, 500, 000円
職 員 数	(1) 正職員 8人 (2) 臨時職員 2人
事 業 概 要	(1) キャンプ場の経営 (2) 洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場の指定管理受託
決 算	(1) 資産の部 126, 928, 499円 (2) 負債の部 383, 100円 (3) 資本の部 126, 545, 399円

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 事業計画

項目	事業内容
施設の管理運営	施設の維持管理については、今までの委託業者としての実績を踏まえ、芝の管理（必要に応じ専門業者の指導、助言を受ける）や、施設の維持管理、清掃を常に行い利用者が気持ちよくプレーできる環境整備に努める。
効率的な運営	受付業務など利用しやすい環境づくりと利用者へのサービスの向上を図り、効率的な運営を図る。
苦情処理	責任者を明確にして対応し、必要がある場合は洞爺湖町へ報告する。また、利用者からの要望については、対応が可能であれば早急を実施する。
緊急時の対応	緊急時に迅速に対応できるように連絡体制と関係機関への通報体制を整える。
事故防止の取組	関係団体や利用者への意見を聞き、危険と思われる箇所への防護柵の設置や初心者への説明、指導を行う。
個人情報保護	個人情報に関する資料の取り扱いについては、職員に徹底する。
達成目標	高齢化に伴いパークゴルフ人口も減少傾向にあることから、利用者の利便性向上と利用者者数増加を目標にプレミアムポイントカード等の発行などを計画し、年間9,600人の利用者を見込む。
広報宣伝	町内ホテル等に対する営業活動に加え、マスコミ関係へ情報提供を積極的に行うほか、パークゴルフ協会と連携した大会の開催などの情報発信を行い利用者増に努める。
地域への貢献	町民の健康増進と交流を図る場として、利用者が安心してパークゴルフを楽しめる環境づくりに努める。
その他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。

5 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	合計
収入	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	25,700
指定管理料	2,685	2,685	2,685	2,685	2,685	13,425
利用料金	1,769	1,769	1,769	1,769	1,769	8,845
その他収入	686	686	686	686	686	3,430
支出	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	25,700

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

指定管理者議案説明資料

施設 の 名 称	洞爺湖森林博物館
施設 の 所 在 地	有珠郡壮瞥町字中島事業区国有林内
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第3条第1項（公募による選定）

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町森林博物館条例
設 置 目 的	洞爺湖と有珠山及び自然科学に関する資料の収集、保存及び公開を図るとともに、観光資源として活用を図る。
施設の事業内容	(1) 博物館の利用の許可に関する業務 (2) 自然科学に関する資料の収集に関する業務 (3) 博物館及び設備並びに園地の維持管理に関する業務 (4) その他博物館の運営に関し、必要な業務
現在の管理者	有限会社 洞爺湖汽船商事
管理運営費	2,356,000円

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	有限会社 洞爺湖汽船商事
所 在 地	有珠郡壮瞥町字中島
代 表 者 名	代表取締役 大西英生
設 立 年 月 日	昭和45年2月25日
設 立 目 的	(1) 観光土産品の販売及び製作 (2) 飲食店の経営 (3) 古物品の購入及び販売 (4) 建設機械等機械器具、什器備品、車輛、船舶等のリース及びレンタル業 (5) 前各号に付帯する一切の業務
資 本 金	3,000,000円
職 員 数	(1) 正職員 7人 (2) 臨時職員 2人
事 業 概 要	(1) 洞爺湖中島の売店業務 (2) 洞爺湖森林博物館の指定管理受託
決 算	(1) 資産の部 11,653,135円 (2) 負債の部 12,569,966円 (3) 資本の部 △916,831円

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	施設の老朽化も進んでいるが、機械器具の点検整備、展示品のメンテナンス等を行うなど、施設の維持管理に努める。また、施設周辺の園地については、シカの食害から守る工夫と良好な環境整備に努める。
効率的な運営	施設管理者として1名配属するほか、洞爺湖汽船（株）の公園・棧橋管理人と協働体制により運営を図る。
苦 情 処 理	苦情については責任者を明確にして対応し、必要がある場合は洞爺湖町へ報告する。また、利用者からの要望については、対応が可能であれば早急に実施する。
緊急時の対応	緊急時に迅速に対応できるように連絡体制と関係機関への通報体制を整える。
事故防止の取組	危険と思われる箇所への看板設置、利用者への啓蒙活動を行い、事故防止を図る。
個人情報保護	個人情報に関する事項を社員に徹底する。
達成目標	洞爺湖汽船と協働し洞爺湖の重要な観光資源として営業活動の強化に加え、更に、フットパスコースのPRも併せて行い、観光客の増加に繋げ来シーズンは入館者数 9,000 人の目標に再チャレンジしたい。
広報宣伝	洞爺湖中島（大島）にはフットパスコースが整備され、ハイカーの下船も年々増加している現況にあり、森林博物館及び大自然等も含め観光資源の総合的パンフレット作成も検討したい。
地域への貢献	洞爺湖観光の重要な資源として、洞爺湖温泉観光客の増加に繋がるような運営を探究して行きたい。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行する。

5 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	合 計
収 入	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	11,780
指定管理料	700	700	700	700	700	3,500
利用料金	1,656	1,656	1,656	1,656	1,656	8,280
その他収入	0	0	0	0	0	0
支 出	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	11,780

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

指定管理者議案説明資料

施設の名 称	洞爺湖町月浦運動公園
施設の所在地	虻田郡洞爺湖町月浦 4 4 番地 4 2
選 定 方 法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条第 1 項(公募によらない選定)

1 施設の概要

設 置 条 例	洞爺湖町月浦運動公園条例
設 置 目 的	町民にスポーツに楽しむ場所を提供するとともに、スポーツを通じた人々の交流を促進し、もって町民の心身の健全な発達及び観光振興を図る。
施設の事業内容	(1) 月浦運動公園の利用の許可に関する業務 (2) 月浦運動公園の施設等及び附属設備の維持管理に関する業務 (3) 月浦運動公園及び附帯設備の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) その他、条例の目的を達成するために必要な業務
現在の管理者	特定非営利活動法人洞爺にぎわいネットワーク
管 理 運 営 費	5, 200, 000 円

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	特定非営利活動法人洞爺にぎわいネットワーク
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 3 3 番地 7
代 表 者 名	理事長 福 井 政 吉
設 立 年 月 日	平成 1 4 年 5 月 2 4 日
設 立 目 的	洞爺湖町及び周辺地域に対して住民ネットワークによるまちづくり、ホスピタリティー運動の推進など地域住民が主体となって、地域活性化に関する事業を行い、まちづくりに寄与することを目的とする。目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 文化、芸術又は、スポーツの振興を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動 (4) 子供の健全育成を図る活動 (5) その他必要な事業
資 本 金	資産総額 1, 116, 960 円
職 員 数	(1) 正職員 2 人 (2) 臨時職員 7 人 (3) その他職員(地域おこし協力隊) 1 人
事 業 概 要	(1) 西山・金比羅火口散策路管理業務 (2) 花装飾メンテナンス業務 (3) ワンストップサポート事業 (4) サミット記念館(ジオパーク資料館)管理業務 (5) 火山市民ネット交流事業 (6) イルミネーション設置業務

決 算	平成30年度収支
	(1) 収入 15,752,761円 (当期収入12,203,789円、前期繰越金3,548,972円)
	(2) 支出 9,092,379円
	(3) 差引 3,111,410円(預金：伊達信用金庫洞爺温泉支店)

3 指定期間

令和2年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

4 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	洞爺湖町月浦運動公園条例並びに指定管理者業務仕様内容に沿って、多くの利用促進に努め、日頃から保守点検、補修及び清掃等を行い最良の状態を維持し、快適に利用できるよう努める。
効率的な運営	洞爺にぎわいネットワークの事務所を窓口、スポーツ団体・観光団体と連携し、ワンストップサポート事業の実績や経験を運営に反映させる。
苦情処理	苦情の原因を的確に捉え対応し、職員間での情報共有化を図る等再発防止に努める。また、隣接の洞爺湖温泉小学校の学校運営を優先し、生徒の安全対策等を事前に学校と話し合い協同で取り組む。
緊急時の対応	業務従事者は、救命士講習を受講するほか、救急箱やAED等を整備し、応急措置、町への報告、消防・医療機関への通報を迅速及び的確に行う。
事故防止の取組	施設の利用者及び入場者には、事前の注意喚起を図り指導するとともに、万が一事故が発生した際は、緊急時対応を迅速に行う。
個人情報保護	情報保管には細心の注意を払うほか、業務従事者への指導に努める。
達成目標	洞爺湖温泉の利点を最大限に生かし、コンサドーレ札幌と協同でプロ、アマを問わない新たなスポーツ観光並びに人材育成のモデルケースを作り上げる。また、東京オリンピック開催までにサッカーによる合宿誘致の可能性を探る。
広報宣伝	観光協会や旅館組合等と協力した誘致活動等を積極的に展開し、ホームページでの利用者側に立った情報発信、コンサドーレ札幌によるスクール等の独自事業の展開を行う。
地域への貢献	少子化に伴い、活動がままならない子供達にプロとの交流の場を設ける等、夢を持ち可能性を実感してもらえ活動にしていく。
その他	指定管理者業務仕様書を遵守し、適切な管理運営業務を遂行する。

5 収支計画

(単位：千円)

項 目	金 額(消費税及び地方消費税を含む。)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
収 入	5,200	5,200	5,200	15,600
指定管理料	4,300	4,300	4,300	12,900
利用料金	900	900	900	2,700
その他収入	0	0	0	0
支 出	5,200	5,200	5,200	15,600

※指定管理料の合計額が、債務負担行為設定額となる。